

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額等について

【1・2号認定(3～5歳児)に係る主食費・副食費】

- (1) 幼稚園・保育所・認定こども園等の給食費のうち、お米やパンの費用を「主食費」、おかずやおやつの費用を「副食費」と言います。
- (2) 給食費はご家庭で保育をしても必要な費用であることから、無償化の制度開始後も保護者にご負担をいただく費用となっています。
- (3) 主食費・副食費の金額は施設により異なります。
- (4) 副食費は、世帯の所得や子どもの人数によって免除の制度があります。
- (5) 3号認定(0～2歳児)の給食費は保育料に含まれています。

給食費	主食費 (お米・パン)	全員に負担していただきます (現物持参の施設あり)
	副食費 (おかず・おやつ等)	所得等による徴収免除の制度があります

【副食費の徴収免除対象となる子ども】

以下の表に該当する世帯の子どもとなります。

荒尾市では、国の定める徴収免除対象の子どものほか、18歳未満の子どもがいる第3子以降の子どもが子ども・子育て支援新制度の施設等を利用している場合の副食費を独自に補助しています。

認定区分	国の制度による免除		荒尾市独自の補助 (実費徴収に係る補足給付事業)
	年収360万円未満相当世帯の子ども (住民税の所得割額が次の区分に該当する世帯の子ども)	第3子以降の子ども	
1号認定	77,101円未満	小学校1年生～3年生と幼稚園・保育所等に通っている兄弟から数えた第3子以降の子ども	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもで、国の制度による免除の対象外となる子ども(所得による制限無し)
2号認定	57,700円未満	幼稚園・保育所等に通っている兄弟から数えた第3子以降の子ども	
2号認定のうちひとり親世帯・在宅障がい者(児)世帯等	77,101円未満		

【こんなときは届出をお願いします】

利用者負担額が変更となる場合がありますので、以下のような場合は速やかに届け出てください。利用者負担額に変更がある場合は、届出の翌月からとなります。

- ・住所や世帯構成に変更があったとき
- ・税の修正申告を行ったとき
- ・同一世帯員が新たに障がい者手帳等を取得したとき など

2・3号認定(0～2歳児)の利用者負担額は裏面をご覧ください!



【お問合せ先】

荒尾市子育て支援課 保育幼稚園係 TEL(0968)63-1417

荒尾市保育所・認定こども園等利用者負担額表

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、保護者の市町村民税額(※)、子どもの年齢(クラス年齢)、認定区分等に応じて荒尾市が決定します。

算定対象となる保護者は、原則子どもの父母としますが、世帯構成や所得状況等により、父母以外の世帯員を算定の対象に加える場合(父母の所得が低く同居の祖父母等で所得の一番高い方を算定に加える など)があります。

なお、毎年4月から8月までは前年度の住民税額、9月から翌3月までは当年度の住民税額で判定します。副食費の徴収免除区分も同様です。

※住宅借入金等特別控除、寄付控除(ふるさと納税控除等)、配当控除、外国税額控除などがある場合は控除前の額。

※2・3号認定の利用者負担額の無償化の適用は満3歳の誕生日を迎えた次の年度から対象となります。

【2・3号認定(0～2歳児)の利用者負担額表(荒尾市基準)】

階層区分		利用者負担額(月額)	
区分	定義	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯等	0円	0円
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C	均等割の額のみ	13,400円	13,200円
D1	市町村民税 所得割課税世帯	48,600円未満	16,100円
D2		48,600円以上 63,900円未満	19,900円
D3		63,900円以上 75,900円未満	22,400円
D4		75,900円以上 97,000円未満	25,400円
D5		97,000円以上 110,700円未満	30,900円
D6		110,700円以上 138,900円未満	35,400円
D7		138,900円以上 169,000円未満	37,200円
D8		169,000円以上 220,800円未満	38,500円
D9		220,800円以上 301,000円未満	40,200円
D10		301,000円以上 397,000円未満	43,500円
D11		397,000円以上	46,500円

<多子世帯の減免について>

2・3号認定は小学校就学前の範囲で数えて、2人目は半額、3人目以降は免除となります。

また、市町村民税の所得割課税額が57,700円未満の世帯については、子どもの年齢にかかわらず、2人目、3人目以降の減免が適用されます。

<ひとり親世帯・在宅障がい者のいる世帯等の減免等について>

上記の減免に加えて、市町村民税の所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯や在宅障がい者のいる世帯等については、減免措置があります。

<熊本県多子世帯子育て支援事業について>

18歳未満の子どもを3人以上扶養する世帯で、第3子以降の子どもが保育所・認定こども園等に入所した場合、保育料が免除となります。ただし、2・3号認定のD10、D11階層の子どもは対象外です。